（別表２）
農商工等連携事業の内容及び実施期間

農商工等連携事業の内容及び実施期間
(1)～(5)　（略）
(6)　中小企業者の行う農業者等が実施する農業改良措置、林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置又は沿岸漁業従事者等が実施する経営等改善措置を支援するための措置が含まれる場合にはその内容 （注）　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。
(7)　（略）
（略）

（別表３）～（別表５）　（略）

附　則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府・財務省令第六号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第六号ホ及び第八号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（別表２）
農商工等連携事業の内容及び実施期間

農商工等連携事業の内容及び実施期間
(1)～(5)　（略）
(6)　中小企業者の行う農業者等が実施する農業改良措置、林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置又は沿岸漁業従事者等が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合にはその内容 （注）　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。
(7)　（略）
（略）

（別表３）～（別表５）　（略）

改正後	改正前
（令第一条の三第一項第六号ホに規定する主務省令で定めるとき）	（令第一条の三第一項第五号に規定する災害）
第一条　令第一条の三第一項第六号ホの主務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。	**第一条**　令第一条の三第一項第五号に規定する主務省令で定める災害は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　令第一条の三第一項第六号ホ(1)に掲げる場合　住宅部分を有する家屋（次号において「住宅家屋」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定による除却の命令その他これに準ずる措置が講じられたとき。	一　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する災害（同条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなる災害を含む。）を受けた市町村が一以上ある災害
二　令第一条の三第一項第六号ホ(2)に掲げる場合　住宅家屋について建築基準法第九条第一項の規定による移転の命令その他これに準ずる措置が講じられたとき。	二　前号に規定する災害に準ずる災害で主務大臣が指定するもの
（令第一条の三第一項第八号に規定する耐火建築物等）	（災害復興住宅）
第三条　令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める建築物は、次の各号に該当する建築物とする。	**第三条**　令第一条の三第一項第五号に規定する主務省令で定める当該家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋は、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。以下この条において同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。	一　建設し、又は購入しようとする家屋にあつては、その一戸当たりの住宅部分の床面積が百七十五平方メートル（滅失した家屋の一戸当たりの住宅部分の床面積（滅失した二戸以上の家屋に代わるべきものとして一戸の家屋を建設し、又は購入しようとする場合にあつては、滅失した家屋の住宅部分の床面積の合計）が百七十五平方メートルを超えていた場合において、当該建設し、又は購入しようとする家屋が滅失した家屋の原形と同等であるものであるときその他これに準ずる
二　屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。	
三　前二号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。	
2　令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。	
一　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が建築基準法第五十二条第一項から第九項まで	